

伊丹市立有岡小学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立有岡小学校

(1) 本校のいじめに対する教育方針等

本校の学校教育目標である「心身ともにたくましく感性豊かに主体的に行動できる子」を育むために、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな人格形成をめざし、内在する個人の可能性と個性の伸長を追求し、自ら学び、自ら考え、自ら行動できる心豊かな有岡の子（有っ子）の育成を図る。そのために、生活指導を通して、いじめを決して起こさないための指導体制を構築し取り組む必要がある。また、保護者や地域と連携し、総がかりで児童の育成を図らなければならないと教職員が共通理解している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 基本方針策定の法的根拠

伊丹市立有岡小学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参酌して策定する。

(4) いじめ防止等の取組の基本的な方向

- (ア) 人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、すべての児童に基本的生活習慣を身につけさせ、豊かな人間性を養う。
(規範意識をもち・あいさつする子を育てる。)
- (イ) 集団生活の基礎を身につけさせ、一人ひとりが楽しく学校生活を送れるようにする。
(自己肯定感・存在感・友だち・ものを大切にする子を育てる。)
- (ウ) お互いに認め合い、高め合う仲間づくりをする。
(人の気持ちを思いやることのできる子を育てる。自然や命を大切にする。)
- (エ) 悩みや不安があるときに、相談しやすい環境づくりを行う。
(教員と児童の信頼関係を築く。)

(5) 教育課程上の生活指導の位置づけ

生活指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間等に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳の充実による規範意識の育成や望ましい人間関係づくりを図る。

(6) 教職員の生活指導体制

①生活指導体制

生活指導が組織的に機能することが重要であることから、生活指導部会を原則として月1回定

期的に開催する。生活指導部会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当者、各学年生活指導担当者とし、その他必要に応じて校長が指名する。また、協議事項は、生活指導目標に基づく生活指導計画の企画立案、その進捗状況、児童の実態把握に基づく情報交換、それに基づく対処方針及び具体的な取組計画等である。

生活指導部会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、一人で抱え込まず、全教職員で共通理解を図り、組織的な取組に展開する。

②具体的な指導と取組

- (ア)「有っこのきまり」の徹底。
- (イ) 学習用具（はさみ、裁縫道具、コンパス）の管理。（必要な時にだけ出す。）
- (ウ) 年間の生活目標を決め、達成に向けて取り組む。
- (エ) 問題行動の早期発見と職朝・職員会議等での報告・交流（スクールカウンセラーとの連携）
- (オ) 不登校児童の早期発見と早期対応
- (カ) 児童会・生活指導部等との連携を図り進めていく。
- (キ) 学級懇談会・学校だより・学年通信・PTA 広報を通して、学校の教育方針を保護者に理解してもらうとともに、保護者からの情報を指導の中に反映していく。
- (ク) 関連機関との連携。

(7) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校経営方針にも地域や家庭との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取組を進めてきている。今後も、PTAや有岡地区まちづくり協議会・スポーツクラブ21等と連携した取組を積極的に展開していく。また、子ども福祉課やスクールソーシャルワーカー、警察など関係諸機関との連携を密にし、それぞれ情報を共有し何でも話し合える関係を構築する。

(8) 児童会等による主体的な活動

本校では、児童会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。（児童集会、朝の挨拶運動、異学年交流の充実、清掃活動の推進等）

(9) いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

①職員の共通理解を図り、一貫した指導体制をとる。

問題が発生したとき全職員が事実を把握して共通理解し、同じ方向を向いて同じ姿勢で児童の指導に当たることはとても大切なことである。そのための情報交換は密に行う。また、大きな問題に発展しないうちに、普段から学年会や職員会議などで気になる児童の様子やその指導について報告し合い、ケース会議等で適切な指導方法について研修していく。不正や反社会的行動に対する毅然とした指導が必要である。

②開かれた学級作り

問題が起きた場合、問題の質や大小に関わらず、まずは学年で共有し、必ず生活指導担当に連絡する。そして学年や生活指導部、あるいは職員全体で臨機応変に対応する。早ければ早いほど効果的な対応ができる。管理職は、普段からそれぞれの教室に顔を出し、児童の様子を見る。生

活指導担当も出来る限り教室を覗き、児童の様子を観察する。教室は、いつもドアや窓を開け、どの先生が入ってきても不自然でない環境と雰囲気を作る。

③日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 具体的対応マニュアル

(10) いじめの未然防止

①いじめを生まない土壌作り

学習規律、学校や学級のきまり、他者への思いやり、協力することの大切さ、働くことの尊さなど学級経営の根幹となる事柄について、児童に話し合わせ、繰り返し丁寧に教えていく。また、授業や生活における満足感を高めていく。

②いじめ防止の指導計画の作成

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(11) いじめの早期発見

児童の人間関係・生活背景を把握し、変化や予兆を素早くつかむ

観察と対話による児童理解を進める。何を訴えようとしているのか、なぜそんな行動をとるのか、家庭ではどんな暮らしをしているのか、注意深く愛情を持って子どもを見つめることや被害児童が自ら大人に伝える力や周りの児童が気づき大人に伝える力を身につけさせることも大切である。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことのないよう、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(12) いじめ発生時の対処

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

(13) 重大事態への対応

①重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

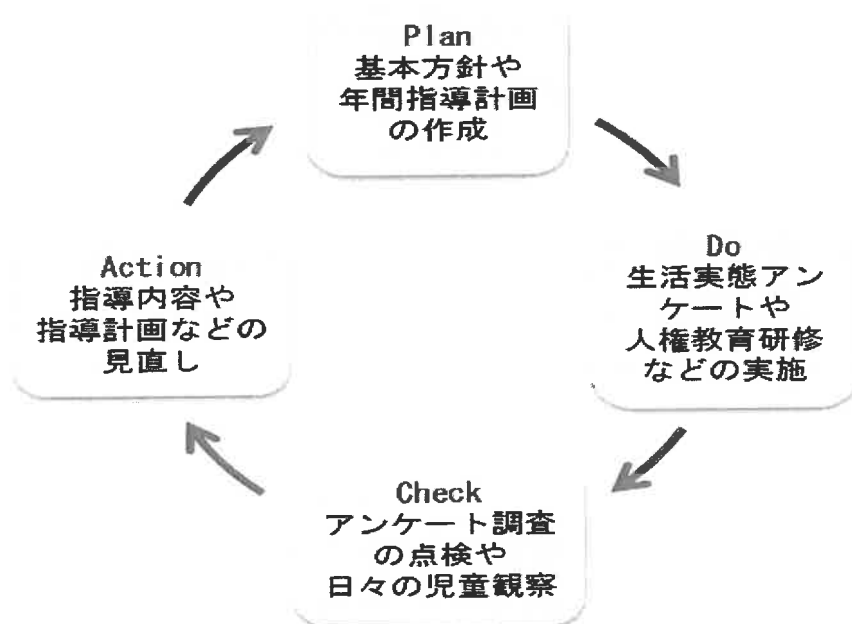
②重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会に協力を要請し、事態の解決に向けて対応する。

(14) 基本方針に係る PDCA サイクル

年度当初に基本方針と年間指導計画（別紙3）を作成し、年間指導計画に沿って生活実態アンケート調査や研修、生活指導などを実施する。そして、アンケート調査結果を点検したり児童の様子や変化を観察したりして、指導内容や指導計画、基本方針を見直していく。



(15) その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対して情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、アンケート等で児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 具体的対応マニュアル

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ問題対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |
| ☐ 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ おどおどしている | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |

◎ 授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎ 昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

◎ 清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎ その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用願います。

Ⅱ 年間指導計画

本校の
めざす
学校像

○児童一人ひとりが自己の良さを発
揮し、ウェルビーイングを感じるこ
とができる学校
○地域とつながり、地域の「宝」と
して子どもを育むことができる学校

学校教育目標

心身ともに たくましく 感性豊かに 主体的に行動できる子

知・徳・体の調和のとれた人格形成をめざし、個人の可能性と個性の伸長を追求し、未
来につながる行動のできる心豊かな子どもの育成をめざす

育てたい
児童像

○心身ともに健全で たくましい子
○感性豊かで 思いやりがある子
○人との関わりの中で 主体的に行
動できる子

いじめ問題対策委員会：校長 教頭 生活指導担当 各学年 養護教諭
＊状況に応じて関係職員等も含めて編成

《年間指導計画》

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 職員会議 ※1	道徳・特別活動計画に反映	学級懇談会	1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向 けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体 的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会 で取り上げて共通理解を図る。 4 各担任が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、 報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に 対応する。 危機管理の心構え「さしすせそ」 さ：最悪を想定する し：慎重に対処する す：素早く対処する せ：誠意を持って対処する そ：組織全体で対処する
5月	生活指導部会 保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会 ※2	※3 (修学旅行) 特別支援研修 (自然学校)		
6月	生活指導部会 職員会議	学級・学年づくり 人間関係づくり	生活実態(いじめ)アンケート ※7	
7月	生活指導部会 職員会議	市内一斉パトロー 情報モラル・人権研修 ※4	個人状況把握 ※8 アンケート送付	
8月	夏季研修会	生活指導に関する研修 ※5		※1 職員会議 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示 し、全教職員で共通理解を図る。また、必要に応じて毎月の職 員会議で情報共有する。 ※2 保護者向け啓発／研修 ホームページを活用して、学校のいじめ防止基本方針を 周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収 集する。
9月	生活指導部会 職員会議	人間関係づくり (体育大会)	人権学級懇談会	※3 学級・学年づくり／人間関係づくり 年間を通して、クラスや学年の人間関係づくり について 学習する。 ※4 情報モラル・人権教育研修 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等 についての研修会を実施する。
10月	生活指導部会 職員会議	人間関係づくり		※5 生活指導に関する研修 夏季休業中、ロールプレイ等、効果的な研修を実施する。
11月	生活指導部会 職員会議	人間関係づくり	学校保健委員会 生活実態(いじめ)アンケート ※7	※6 ネットモラル講演会 昨今のソーシャルネットワークサービス(SNS)等の情報ネット ワークにまつわるトラブル等について児童向けに講演を実施 し、情報セキュリティについての注意を喚起する。 ネットモ ラル講演会の感想を書くとともに、ネットいじめ等を含み、正し い情報機器の使い方を話し合う。
12月	生活指導部会 職員会議	人間関係づくり	個人状況把握 ※8 アンケート送付	※7 生活実態(いじめ)アンケート 1学期と2学期に、いじめの実態把握のアンケートを実施する。
1月	生活指導部会 職員会議	学級・学年づくり 人間関係づくり		※8 個人状況把握 アンケートの内容を受け、個人の状況やクラスの状況を把握 する。
2月	生活指導部会 職員会議	オープンスクール ネットモラル講演会 ※6	一入入学	
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正	特別支援研修 次年度に向けクラスづくり		

* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

○校長、教頭及び生活指導担当者を中心に、学年、養護教諭で編成する。
 （事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラーなどを入れてメンバーは適宜編成する）
 ○特別支援委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。